

さっぽろ圏e旅ギフト  
(旅先納税)  
ご担当者さま



## 【道内初！】10%還元キャンペーン開始のお知らせ 2024年11月1日～2025年2月28日 (事前に参加申請が必要です)

キャンペーン期間中に使われた、さっぽろ圏e旅ギフト（電子ギフト）の決済額に、**10%**を乗せた額をお振込みいたします。利用上限はございません。貴店（貴施設）のお客様へのプロモーション強化の上、ぜひご参画ください（事前申請必要）。加盟店様と事務局が一体となって認知度向上を目指したく企画いたしました。ぜひご検討ください！

例)



※キャンペーン不参加の場合は、通常通り利用翌月末日までに「決済額」をお振込みいたします。  
※キャンペーン期間は、事前の告知なく延長する場合がございます（期間短縮は無し）。

下記プロモーションを組み合わせると**合計5点以上**でご参画となります。下記QRコードよりご申請ください。  
申請日より3営業日以内に参画完了メールをお送りいたします。開始前は混み合いますのでお早めに申請願います。  
(参画完了メールが事務局から届いた日時以降の利用分に10%が加算されます)

プロモーション内容	点数
予約完了メール（オートリプライ機能）にて、「さっぽろ圏e旅ギフト」について言及	5点
お客様から見える場所へのポスター掲示（1枚以上）	3点
貴社公式HPで「さっぽろ圏e旅ギフト」について言及（リンク有り）	3点
設置可能なテーブル（飲食）or部屋（宿泊）の1/3以上に三角柱POPの設置	3点
お客様から見える場所へのチラシ設置	3点
貴社SNSで「さっぽろ圏e旅ギフトが使える」旨の発信	2点

詳細は次ページ

【参画申請用QRコード】  
上記の各項目ごとにお写真  
(写メ、画面キャプチャー等)  
を1枚ずつ添付ください。



お問合せ先（公益社団法人北海道観光機構）  
さっぽろ圏e旅ギフト事務局（関、津田、若月）  
011-231-0941（マーケティング・DX部）  
(ポスター、チラシ、三角柱POPなどのご要望もご遠慮なく◎)



## キャンペーンに関するQ&A

**Q1. 参画条件について、予約完了メールで「さっぽろ圏e旅ギフトに言及する」とあるが自社HP予約に関する分のみで良いか**

A1. もちろん自社HPからの予約に関するメールで構いません。各種OTAサイトや、外部サイトではリンク制限があるなども想定しており、必須条件にしておりません。

**Q2. 予約完了メールやHPに入れる文言の雛形はあるか。**

A2. 下記に例文をご提示いたします。

(基本的に、自由にご変更いただいても構いませんが、さっぽろ圏e旅ギフトが使えることに加えて、公式HPへのリンクを挿入ください)

### 【挿入文例】

施設数は随時増えてまいります。  
適宜ご変更いただき  
お使いいただけますと  
幸いです。

◆◆◆すぐに使える！ふるさと納税「さっぽろ圏e旅ギフト」◆◆◆  
ふるさと納税の旅行版である旅先納税が、いま全国で広がっています。  
スマホから5分程度で納税完了後、即時発行される電子ギフト「さっぽろ圏e旅ギフト」は250以上の宿泊施設、飲食店、体験のご精算時にお使いいただけます。

<https://www.visit-hokkaido.jp/etabigift/>

※事前カード決済等、現地で精算が発生しない場合はご利用いただけません。

※さっぽろ圏e旅ギフトは、11市町村内の加盟店で利用可能です。

11市町村・・・札幌市、小樽市、北広島市、恵庭市、江別市、石狩市、岩見沢市、長沼町、南幌町、当別町、新篠津村

※詳しくはホームページからご確認ください。

**Q3. プロモーションツール（ポスター、チラシ、三角柱POP）が手元にないが、すぐに送ってもらえるか。**

A3. ご依頼から、なるべく**2営業日**以内に発送いたします。

ツール名称、必要枚数をメールにてお伝えくださいませ。(電話でも受け付けております)  
お問合せの際は、「**10%還元キャンペーンチラシを見た**」とお伝えください。

※開始前に送付させていただいておりますツール一式に、ポスター、チラシ、三角柱POPが入っております。見つからない場合もご遠慮なくお伝えください。

**Q4. 既に行っているプロモーションがあるが、それも含めて申請して良いか。**

A4. もちろんです。既に行っているプロモーション（ポスター掲示、チラシ設置、HP掲示など）について、現在も継続している場合は申請に含めてください。

過去のSNS投稿も含めていただけます。(スクリーンショットや写真でご申請ください)